

# 和 泉 市 環 境 審 議 会 規 則

平成12年4月1日

規 則 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市環境基本条例(平成11年和泉市条例第23号。以下「条例」という。)

第21条第7項の規定に基づき、和泉市環境審議会(以下、「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第21条第5項の市長が適当と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 公共的団体の代表
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募による市民

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 会長は、専門的事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する者をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

(臨時委員)

第6条 審議会において臨時の事項を調査し、又は審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、臨時の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境保全担当課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日の前日までの間に改正前の和泉市環境保全対策審議会規則第3条第2項及び第7条第2項の規定に基づき委嘱又は任命された委員は、条例第21条第5項及びこの規則第6条第2項の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

3 施行日又は委員の任期満了の後最初に行われる会議の召集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則 (平成15年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

2 この規則の施行日前になされた委員の委嘱又は任命については、なお従前の例による。